

平成30年12月26日

報道各位

新潟市建築行政課

危険ブロック塀等撤去工事補助制度の受付期間延長と 対象拡大について

- 趣 旨 地震発生時におけるブロック塀の倒壊等による災害を未然に防止することを目的とした補助制度の受付期間延長と、補助制度開始前に撤去された方についても、大阪府北部地震発生日までさかのぼって補助対象を拡大します。
- 受付期間 平成31年1月7日(月)～
(すでに撤去した人は平成31年2月28日(木)まで)
- 補助対象 未着手または平成30年6月18日から10月14日の間に撤去工事に着手した高さ1メートル以上のブロック塀等で道路に接して倒壊の危険性があるもの
- 補助額 上限15万円

お問い合わせ先

新潟市建築行政課建築行政係(小日向・川原)

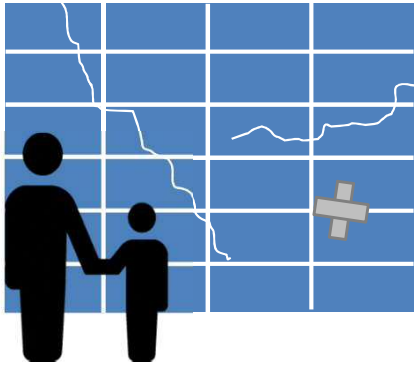
電話025-226-2841(直通)

ブロック塀の撤去に補助金が出ます！

補助の対象

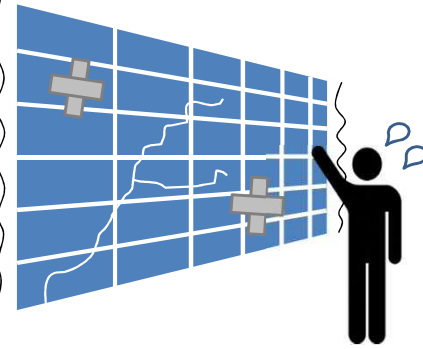
塀の高さが1m以上に限る

①通学路等における危険箇所総点検※で報告されたもの
(所有者等にお知らせしています)



※ 学校、地域及びその他関係団体が実施した通学路等における危険箇所の点検

②通学路等又は道路等※に面し倒壊等のおそれがあるもの



※ 道路、公園その他一般の用に供するもので不特定多数の者が通行する場所

補助額

次のいずれか少ない額の1/2

- 撤去工事に要する費用
(基礎の撤去費用は含みません)
- 撤去するブロック塀等の長さに1メートル当たり17,400円を乗じた額

ただし限度額は

15万円

ブロック塀等とは？

コンクリートブロック、レンガ、大谷石などの組積造の塀、その他これらに類する塀及び門柱をいいます。

通学路等とは？

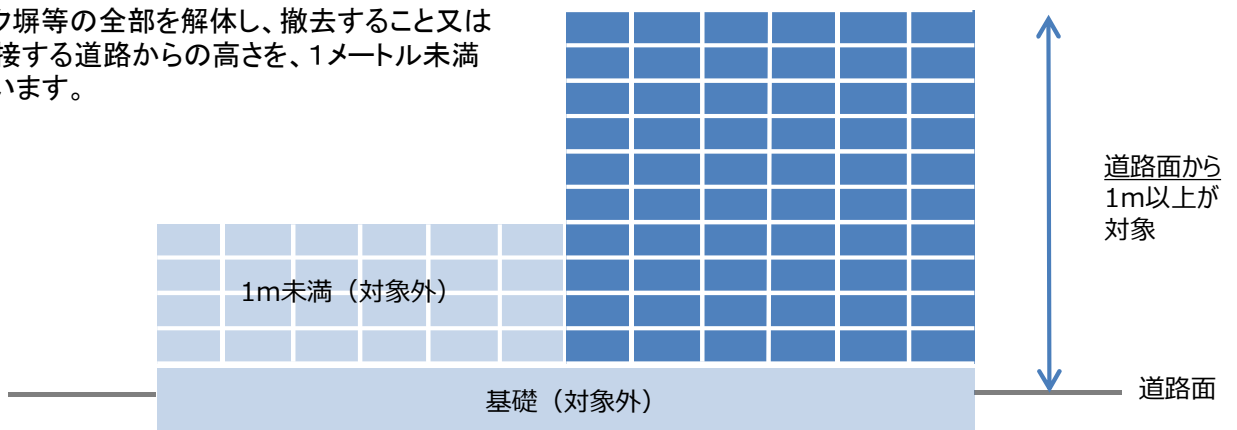
市内小学校長指定の通学路、児童宅から小学校長指定の通学路までの道路、学校から放課後児童クラブまでの経路をいいます。

次のいずれかに該当する場合は除きます

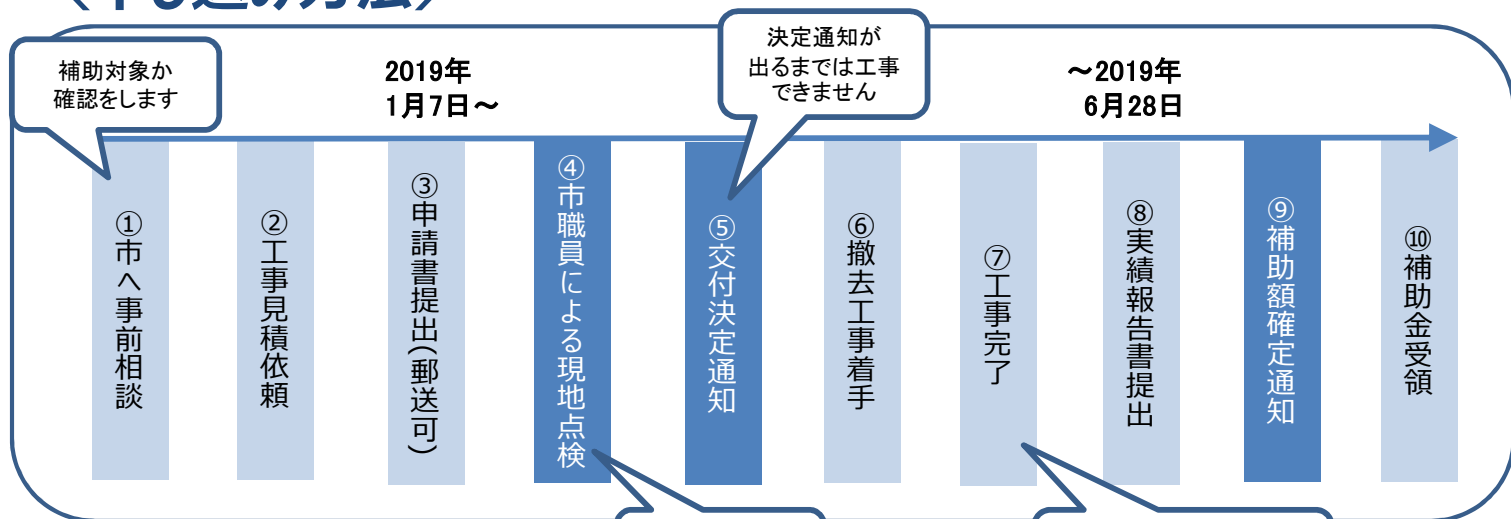
- 本市の市税等を滞納している者
- 他の補助を受け撤去工事を行う者
- 販売を目的として整地や解体工事をする際にブロック塀等の撤去を行う者

対象撤去工事

既存のブロック塀等の全部を解体し、撤去すること又はブロック塀等が接する道路からの高さを、1メートル未満にすることをいいます。



申し込み方法



申請に必要な書類

1. 交付申請

- ① 補助金交付申請書（別記様式第1号）
- ② 位置図（撤去するブロック塀等の位置がわかるもの）
- ③ 申請者がブロック塀等の所有者でない場合は、その所有者の同意書（別記様式第11号）
- ④ ブロック塀等撤去に要する費用の見積書写し（補助対象工事とその他を区分し、施工予定業者の押印のあるもの）
- ⑤ ブロック塀等点検表（施工予定業者が記載したもの）（別記様式第12号）

2. 実績報告

- ① 補助事業実績報告書（別記様式第3号）
- ② 撤去前後の写真
- ③ 撤去工事に要した経費に係る領収書及びその内訳書の写し
- ④ 口座振替依頼書

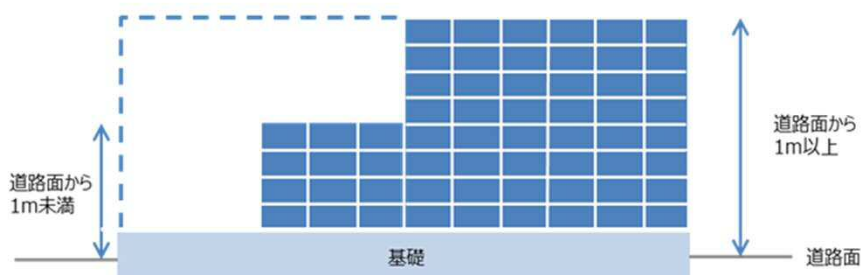
申し込み受付期間：2019.1.7(月)～ 予算に達するまで(先着順)

※年度内で予算に達しなければ、4月からも申請を受け付けます。

× 補助対象とならない撤去工事 ×

原則同一面上で一部を1m以上残すことはできません。

ただし、構造上必要なものは残すことができます。



左の図のように、撤去範囲によって補助対象とならない場合があります。

別紙の「よくある質問」をご覧ください、不明な点があれば下記までお問い合わせください。

申請窓口・問い合わせ先

新潟市建築部建築行政課（担当：建築行政係）

〒951-8550 新潟市中央区学校町通1番町602番地1 新潟市役所分館5階

TEL:025-226-2841(直通) FAX:025-224-6011

各申請書の様式は新潟市ホームページからダウンロードできます。

2018年6月18日から2018年10月14日までに ブロック塀等の撤去工事に着手した方へ

大阪府北部地震発生以降にブロック塀等の撤去工事に着手した方を対象に、補助制度を大阪府北部地震発生日までさかのぼって適用し、特例として撤去費の一部を補助します。

特例の対象となる条件（工事の時期について）

工事着手が2018年6月18日から2018年10月14日までであること

補助の対象となる条件

通学路等又は道路等に面し倒壊等のおそれがあるもので、次の①～⑤に該当するもの

- ① 道路等からの高さが1m以上
- ② ブロック塀等の全部を解体し、撤去すること又はブロック塀等が接する道路からの高さを1m未満にすること
- ③ 本市の市税等を滞納していない
- ④ 他の補助を受け撤去工事を行っていない
- ⑤ 販売を目的として整地や解体工事をする際にブロック塀等の撤去を行っていない

ブロック塀等の状態によっては対象外になることもあります。**事前相談**をお願いします。

申請に必要な書類

- ① 補助金交付申請書（別記様式第1号）
- ② 位置図（撤去するブロック塀等の位置がわかるもの）
- ③ 申請者がブロック塀等の所有者でない場合は、その所有者の同意書（別記様式第11号）
- ④ 撤去前後の写真
- ⑤ 補助事業内容証明書（別記様式第13号）
- ⑥ 撤去工事に要した経費に係る領収書及びその内訳書の写し又は補助事業金額内訳証明書（別記様式第14号）
- ⑦ 口座振替依頼書

申し込み受付期間

2019年1月7日から2019年2月28日まで **まずは下記へお問い合わせください**

申請窓口・問い合わせ先

新潟市建築部建築行政課（担当：建築行政係）
〒951-8550 新潟市中央区学校町通1番町602番地1 新潟市役所分館5階
TEL:025-226-2841（直通） FAX:025-224-6011
各申請書の様式は新潟市ホームページからダウンロードできます。

申し込み方法

2019年
1月7日～2月28日

補助対象か
確認をします。

撤去後の写真
(あれば撤去前も)
をお持ちください。

①市へ事前相談

②書類準備

③申請書提出(郵送可)

④交付決定及び確定通知

⑤補助金受領

補助額

次のいずれか少ない額の1/2

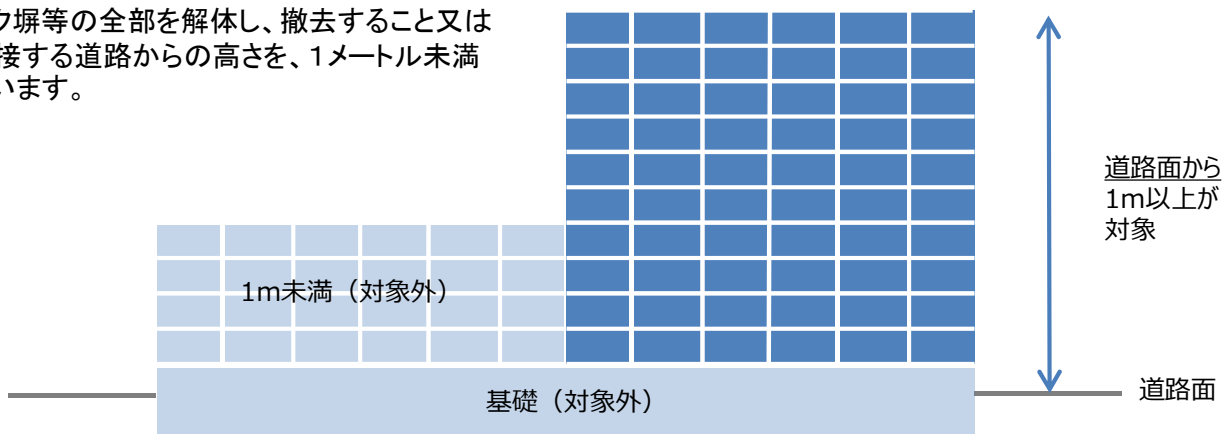
1. 撤去工事に要した費用
(基礎の撤去費用は含みません)
2. 撤去するブロック塀等の長さに
1メートル当たり17,400円を乗じた額

ただし限度額は

15万円

対象撤去工事

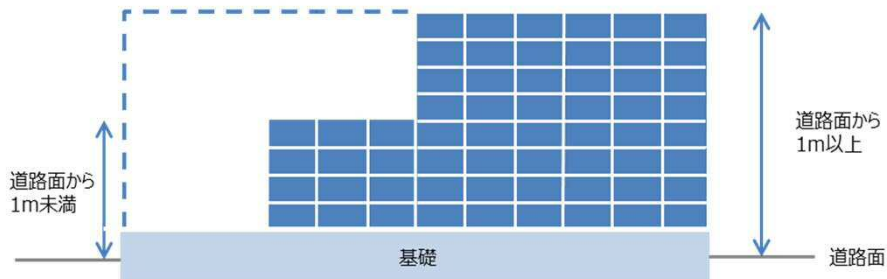
既存のブロック塀等の全部を解体し、撤去すること又は
ブロック塀等が接する道路からの高さを、1メートル未満
にすることをいいます。



× 補助対象とならない撤去工事 ×

原則同一面上で一部を1m以上残すことはできません。

ただし、構造上必要なものは残すことができます。



左の図のように、撤去範囲によって補助対象とならない場合があります。

別紙の「よくある質問」をご覧ください、
不明な点があればお問い合わせください。

通学路等とは？

市内小学校長指定の通学路、児童宅から学校長指定の通学路
までの道路、学校から放課後児童クラブまでの経路をいいます。

ブロック塀等とは？

コンクリートブロック、レンガ、大谷石などの組積造の塀、
その他これらに類する塀及び門柱をいいます。